

# 羽高「湖畔の家」 宿泊約款

宿泊施設の公共性と安全性を確保するため、当館をご利用のお客様には宿泊約款第10条にもとづき下記の規則をお守りくださるようお願いいたします。

この規則で禁じられた事項をお守りいただけないときは、宿泊約款第7条により宿泊のご継続をおことわりさせていただくことがあります。

## 【適用範囲】

- 第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当館が、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

## 【宿泊契約の申込み】

- 第2条 当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日および到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金
  - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

## 【宿泊契約の成立等】

- 第3条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込み金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
  3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条および第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
  4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## 【申込金の支払いを要しないこととする特約】

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合および当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

### 【宿泊契約締結の拒否】

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の契約が、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、心身衰弱、薬物類および飲酒等による自己喪失等、本人の安全確保が困難であるとき。
- (8) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 挙動不審と認められるものであるとき。
- (11) 法令・条例に規定する場合に該当するとき、その他宿泊拒否に正当な事由があるとき。

### 【宿泊客の契約解除権】

第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後7時(あらかじめ到着時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

### 【当館の契約解除権】

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (7) 法令・条例に規定する場合に該当するとき。
  - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要な物に限る)に従わないとき。
2. 当館が全項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。

#### 【宿泊の登録】

第 8 条 宿泊客は、宿泊当日、当館において次の事項を登録して頂きます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所および職業
- (2) 外国人にあたっては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
- (3) 出発日および出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項

第 9 条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後 4 時から翌朝 9 時までとします。ただし連続して宿泊する場合には、到着日および出発日を除き、終日使用することに応じることがあります。

2. 当館は、前項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室の便用に応じることがあります。この場合には、次に掲げる追加料金を申し受けます。
  - (1) 超過 3 時間までは、室料金の 30%
  - (2) 超過 6 時間までは、室料金の 50%
  - (3) 超過 6 時間以上は、室料金の全額

#### 【利用規則の遵守】

第 10 条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

#### 【営業時間】

第 11 条 当館の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。

2. 前項の時間は、やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適切な方法をもってお知らせします。

#### 【料金の支払い】

第 12 条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等は、別表 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金の支払いは、通貨(日本円)により、宿泊客が到着した際、または、当館が請求した時に支払っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

### 【当館の責任】

第13条 当館は、宿泊契約およびこれに関する契約の履行にあたり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

### 【契約した客室の提供ができないときの取り扱い】

第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

### 【寄託物等の取扱い】

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金ならびに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館はその損害を賠償します。ただし、現金および貴重品については、当館がその種類および価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は1万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が当館内にお持ち込みになった物品または現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類および価格の明告のなかったものについては、当館に故意または重大な過失がある場合を除き、1万円を限度として当館はその損害を賠償します。

### 【宿泊客の手荷物または携行品の保管】

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客が当館にチェックインする際にお渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携行品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しない場合は、発見日を含め10日間保管し、その後処分します。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物または携行品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

### 【駐車場の責任】

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当館の故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

### 【宿泊客の責任】

第18条 宿泊客の故意または過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項および第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金(1)	基本宿泊料 税金
	飲食料金(2)	飲食料 税金
	その他料金(3)	歯ブラシタオル等 税金

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日	2日前	1日前	当日
基本料金に対する違約金の比率	0%	50%	100%

注 夕食(バーベキュー)を予約しているときは、3日前までのキャンセルのみ受け付けます。以降は料金の100%の金額で違約金を収受します。